

右條項に對し五月二十一日午前十時迄に御回答相成りたし
 斯くて直ちに罷業指令を發し罷業七日間にして栃木解船夫の入勝利に歸するに至つたが本争議をし
 て有利に解決せしめし所以は我が港灣聯盟の母體たる日本海員組合の積極的支持と應援に依りし事を
 特に附記し置く

覺書要項

- 第一條 運賃は四月一日より噸當り金二錢也を増額支給す
- 第二條 滯船料は證明あるものに對し毎月五日迄に前月分を會社より正確に支給す
- 第三條 昭和七年十一月一日より同八年三月末日迄の積載荷物に對し噸當り五厘を計算支給す
- 第四條 退職手當制度は可及的速かに制定に努力する事
- 第五條 人事は一切白紙に還元する事
- 第六條 會社所屬船夫は海友同志會に非ざるものは使用せざる事

栃木商事株式會社 代表者 笠川 佐一
 大阪海友同志會 代表者 片山 國治
 立會人 神戸海友同志會 會長 赤崎 寅藏

▲栃木商事千島丸解散手當要求闘争
 争議形態 Ⅱ 交渉
 發生 昭和八年六月三日

解決 同年六月五日
 所要日數 三日
 参加人員 九名

本給二ヶ月分と旅費拾圓宛支給

解決條件

個人交渉

(一部省略) 順序不同

會社名	職名	氏名	原因	發生日	年月日決	解決條件
富島組 (外航)	船長	宮繁 近藤	職務負傷 退職手當要求	8.3.7	8.3.17	總額七〇一圓支給
阪内丸船	船長	山崎 廣吉	大阪商船大智丸に衝突 されたる損害賠償要求	8.3.20	8.4.6	大阪商船より四五〇圓 賠償せしめ示談解決
關西丸船	船長	田坂 友七	大阪商船大智丸に衝突 されたる損害賠償要求	8.2.27	8.3.6	大阪商船より一五〇圓 賠償解決
第一丸船	船長	巖野萬次郎	東隆丸に衝突されたる 損害賠償要求	8.4.27	8.4.28	東隆丸船長より賠償金 七〇圓を支拂はしめ て解決
阪内丸船	船長	巖野萬次郎	東隆丸に衝突されたる 損害賠償要求	8.4.27	8.4.28	東隆丸船長より賠償金 七〇圓を支拂はしめ て解決